

五監公告第6号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年3月13日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類
定期監査
2. 措置を講じた対象課
総務課
3. 監査の期間
平成28年12月27日～平成29年1月26日
4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 所管する各種補助事業について、申請書や報告書、通知書等において事務処理の誤りや整合性のとれていない事例が見受けられた。 事業内容も含め、法令、交付規則及び要綱に基づき、適正な事務処理に努められたい。	補助金交付規則及び補助金交付基準並びに各補助金交付要綱を遵守し、適正な事務処理に努めるよう課員に周知いたしました。
② 五泉市文書規程第24条（起案書の使用要領）、第30条（決裁月日の記入）、第50条（簿冊の登録及び作成）に基づく文書及び簿冊の作成が徹底されていない。 適正な事務処理に努められたい。	指摘事項を訂正すると共に、文書規程を遵守し、適正な事務処理に努めるよう課員に周知いたしました。
③ 工事及び賃貸借等の契約事務処理について、その施行期間や契約期間等記載事項において誤りや整合性のとれていない事例が見受けられた。 適正な事務処理に努められたい。	契約関係の事務処理について、指摘事項を訂正すると共に、事務処理規則を遵守し、適正な事務処理に努めるよう課員に周知いたしました。